

6 老齢厚生年金

重要度

A

<法改正チェック>

1. 老齢厚生年金の支給要件のうちの受給資格期間が、25年から10年へ短縮された。
2. マクロ経済スライドによる調整を行うことができなかった場合には、次年度以降において、賃金・物価上昇の範囲内で、前年度までの未調整分を含めて調整できる仕組みが設けられた（詳細は「年金横断整理編」に掲載）。

1 65歳からの老齢厚生年金の受給権者

厚生年金保険法第42条（受給権者）

老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が、次の各号のいずれにも該当するに至ったときに、その者に支給する。

- 1 65歳以上であること。
- 2 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上であること。

- (1) 老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が、①65歳以上であること及び②受給資格期間を満たすことのいずれの要件にも該当するに至ったときに、支給する。

老齢厚生年金 (65歳から支給)	特別支給の老齢厚生年金 (65歳に達するまでの間支給)
① 被保険者期間を有すること（1カ月以上あること）	① 1年以上の被保険者期間を有すること
② 65歳以上であること	② 60歳以上65歳未満であること ※1
③ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること ※2	

※1：支給開始年齢引上げの経過措置が設けられている。

※2：受給資格期間は、老齢基礎年金と同じ（保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間を合算して10年以上）。なお、平成29年8月1日（施行日）において受給資格期間の短縮により支給要件のすべてを満たすこととなった者には、施行日から老齢厚生年金を支給する。

- (2) 次のいずれかに該当する者には、老齢厚生年金は支給されない（旧法による保険給付が支給される）。

- ① 大正15年4月1日以前に生まれた者
- ② 大正15年4月2日以後に生まれた者であって、昭和61年4月1日の前日において次の受給権を有していた者
 - (イ) 旧厚生年金保険法による老齢年金
 - (ロ) 旧船員保険法による老齢年金
 - (ハ) 共済組合が支給する退職年金・減額退職年金（いずれも昭和6年4月1日以前生まれの者に係るものに限る）

2 年金額

1. 老齢厚生年金の額の計算

老齢厚生年金の額は、被保険者であった全期間の平均標準報酬額の 1,000 分の 5.481 に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

$$\boxed{\text{平均標準報酬額}} \times \frac{\text{(給付乗率)} \times 1, 2}{1,000} \times \boxed{\text{被保険者期間の月数}}$$

※ 1：平均標準報酬額に乘じる率（給付乗率）は、昭和 21 年 4 月 1 日以前に生まれた者の場合は、生年月日に応じて、原則の「1,000 分の 5.481」が「1,000 分の 7.308 ~ 1,000 分の 5.562」に読み替えられる。

※ 2：平均標準報酬額の算定に用いる「再評価率」は、受給権者の生年月日及び被保険者であった月が属する期間に応じて定められている。

POINT

- ① 老齢厚生年金の受給権を取得した月に被保険者であったとしても、当該受給権を取得した月は、年金額の計算基礎に算入されない。
- ② 調整期間における再評価率は、毎年度、原則として算出率又は基準年度以後算出率を基準として改定される。
- ③ 脱退一時金の額を計算する場合、再評価率は用いない。

2. 総報酬制実施前の期間がある場合

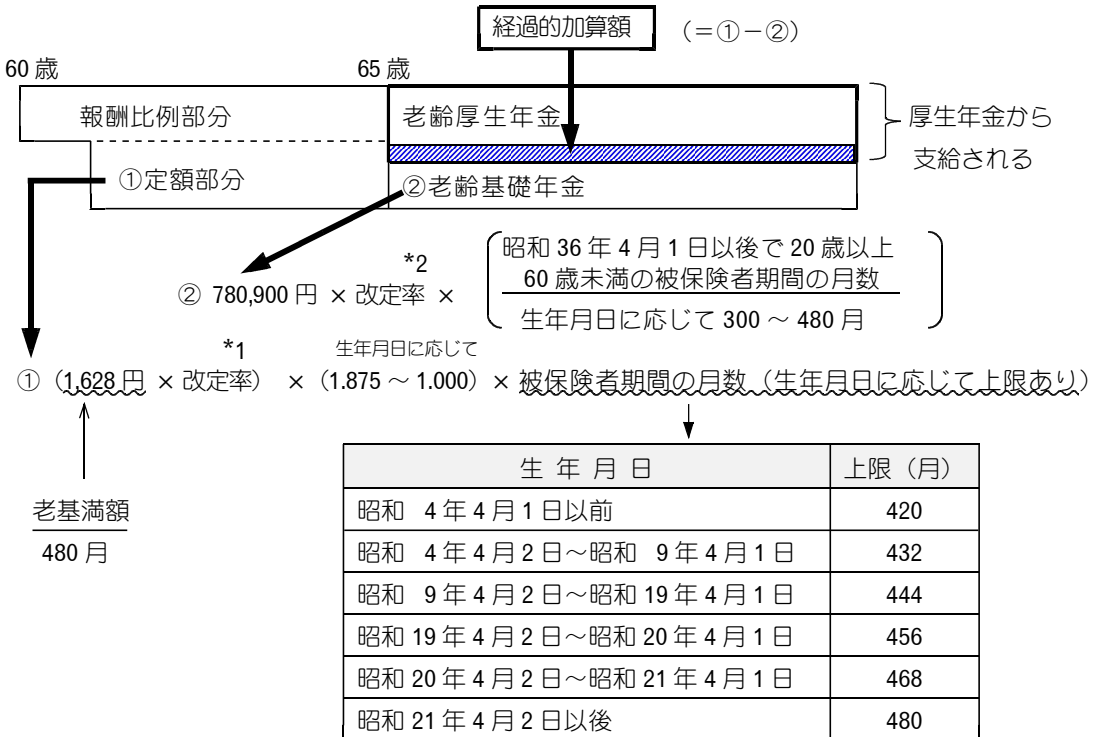
被保険者であった期間の全部又は一部が平成 15 年 4 月 1 日前（総報酬制実施前）であるときの老齢厚生年金の額は、総報酬制実施前と実施以後の期間についてそれぞれ計算し、合算することになる。障害厚生年金、遺族厚生年金の額を計算する場合も同様である。

$$\begin{aligned} & \cdot \text{総報酬制実施前の期間} \\ & \text{① 平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{平 15.4.1 前の被保険者期間の月数} \\ & \cdot \text{総報酬制実施以後の期間} \\ & \text{② 平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{平 15.4.1 以後の被保険者期間の月数} \\ & \boxed{\text{年金額}} = \text{①} + \text{②} \end{aligned}$$

※：総報酬制実施前の期間については、平均標準報酬額ではなく、平均標準報酬月額（標準賞与額が含まれない）を用いるため、給付乗率が異なる。

3. 経過的加算額

当分の間、老齢基礎年金の額（次図②）に比べ、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の額（次図①）の方が大きくなることがあるため、その差額が老齢厚生年金の額に加算される。この差額のことを「経過的加算額」という。



*1 改定率を乗じて得た額に 50 銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げる。

*2 改定率を乗じて得た額に 50 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円に切り上げる。

POINT

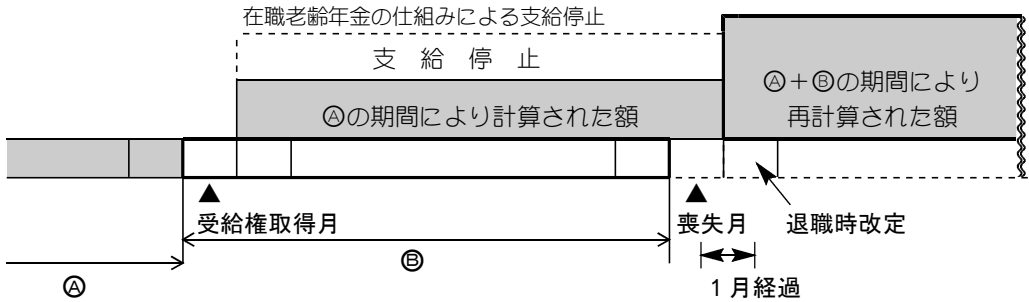
① 上図の①定額部分の単価 (1,628 円×改定率) には、昭和 21 年 4 月 1 日以前に生まれた者については、「1.875 ～ 1.032」を乗ずる特例が設けられていること、②老齢基礎年金の額の計算に当たり、20 歳前の期間や 60 歳以後の期間及び昭和 36 年 4 月 1 日以前の期間は合算対象期間とされていることから、当該差額部分が経過的加算額として、老齢厚生年金の額に加算される。

② 当分の間、報酬比例部分相当のみの特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者であっても、65 歳以後老齢厚生年金の額に経過的加算を行うものとされている。

3 退職時改定等

(1) 老齢厚生年金の額を計算する場合、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であった期間は、その計算の基礎としないのが原則である。

ただし、被保険者である受給権者がその資格を喪失（退職）し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したときは、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であった期間を当該老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算して1月を経過した日の属する月から年金の額が改定される。



(2) 退職時改定による年金額の改定は、次の①～⑤のいずれかに該当するに至った日から起算して1月を経過した日の属する月から行われる。

① 事業所又は船舶に使用されなくなったとき→その日

※：例えば、8月31日に退職した場合、その日（8月31日）から起算して1月を経過した日（9月30日）の属する月（9月）から、年金額が改定される。つまり、末日退職の場合であっても、翌月に再度被保険者の資格を取得しなかったときは、退職日の属する月の翌月から、退職時改定が行われることとなる。

② 厚生労働大臣の認可を受けて任意適用事業所でなくなったとき→当該認可があった日

③ 厚生労働大臣の認可を受けて任意単独被保険者の資格を喪失したとき→当該認可があった日

④ 厚生年金保険の適用除外事由に該当したとき→適用除外事由に該当したその日

⑤ 70歳に達したとき→その日

POINT

1 被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過する日前に被保険者の資格を取得したときは、退職時改定は行われない。

2 退職時改定は、特別支給の老齢厚生年金についても適用がある。なお、障害厚生年金、遺族厚生年金の額には、退職時改定の規定は適用されない。

4 失 権

老齢厚生年金の受給権は、受給権者が死亡したときに、消滅する。

POINT

特別支給の老齢厚生年金は、受給権者の死亡のほか受給権者が 65 歳に達したことによる失権事由があるが、65 歳から支給される老齢厚生年金には、受給権者の死亡以外による失権事由は設けられていない。

5 特例老齢年金

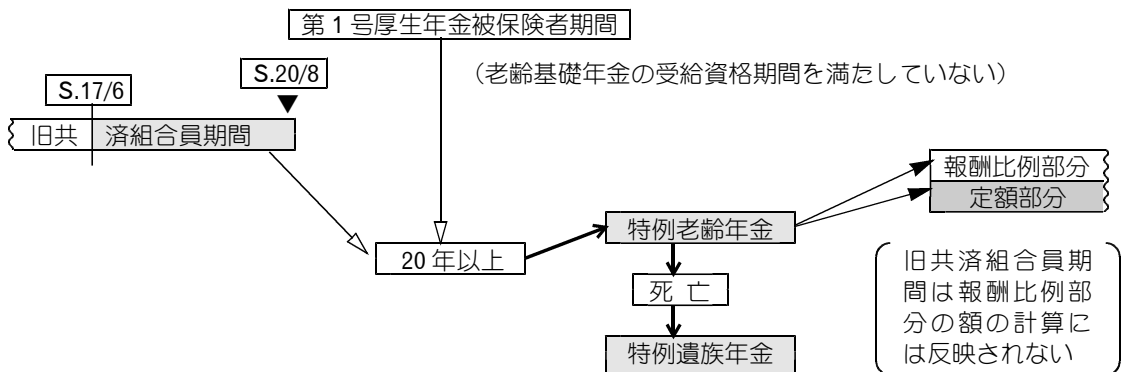
1. 支給要件

特例老齢年金は、以下の支給要件を満たした者に支給される。

- ① 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないこと
- ② 60 歳以上であること
- ③ 第 1 号厚生年金被保険者期間が 1 年以上あること
- ④ 第 1 号厚生年金被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が 20 年以上であること

2. 年金額

特例老齢年金の額は、特別支給の老齢厚生年金の年金額の特例（報酬比例部分と定額部分とを合わせた額）による計算の例によって計算される。



3. 失 権

特例老齢年金の受給権は、受給権者が、①死亡したとき又は②老齢厚生年金の受給権を取得したときは、消滅する。